



項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
		<p>○ 小平市の都道建設反対の住民投票があったが、道道の建設反対のような問題において、「市の権限に属さない事項」だから対象外とされたら意見を反映させる場がなくなってしまう。一市内の道路について道民投票にいたる可能性はほとんどありえないのであり、市で住民投票を行うべきである。</p> <p>○ 以上の考察から、「市の権限に属さない事項」を対象から除外することは、合理的でないし、住民投票の意義を極度にせばめるものと考えます。</p> <p>○ また、現状の市民参加条例も市の一方的な解釈で運用され、種々の問題が生じています。第三者機関を設置して運用を監視しなければ、住民投票条例も市が都合よく解釈する可能性が強いと考えられます。</p>	<p>○ 「市の権限に属さない事項」については、除外事項として規定しないことが適切であると考えています。</p> <p>○ 「市の権限に属さない事項」については、除外事項として規定しないことが適切であると考えています。</p> <p>○ 苫小牧市市民参加条例の解釈及び運用に当たっては、情報共有、市民参加、協働の原則による市民自治のまちづくりの観点から、条例の趣旨に鑑み、適切に行われております。第三者機関を設置する考えはありませんが、住民投票条例の解釈や運用についても、適切に対応することが求められると考えています。</p>	B  B  C
1		<p>(原文)・整理要約 有・無</p> <p>2 投票資格について 「永住外国人」という規定について</p> <p>○ 川崎市住民投票条例では「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの」に資格を与えています。考慮すべきではないでしょうか。</p>	<p>○ 住民投票の対象とされる特定の事項について正確に判断し、自らの意思を表明するためには、一定程度の日本語の理解、社会の仕組み、文化、政治制度等の知識を身に付けていることが前提となります。また、長期的に本市に居住する可能性についても考慮する必要があります。</p> <p>そのため、住民投票の投票資格を有する外国人住民の範囲については、永住者、特別永住者のように長年暮らしている人を対象とすべきと考えています。</p>	D



項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
		<p>C 市長の場合は圧倒的に受益者である。現状ではどんなに頑張っても議会がノーと言えば住民投票は実施できない。しかし、この案であれば、たったひとりでやりたいと言えば、いつでも実施できることになる。しかも、市長は、市民はもちろん議員よりも遥かに発信力がある。ほぼ毎日のように新聞に出る市長の意見に市民が反対してもほとんど他の市民に届かない。市長の発進力と拮抗する発進力を持つには、数万円の支出をして新聞広告を毎日載せるくらいの資力が必要となろう。議会が決議を挙げた場合でも、よくて1日か2日記事に載る程度ではないか。</p> <p>D 以上のことから、市長だけが圧倒的に有利に変化すると考えられます。議会に発議権を持たせることはあまり意味がないでしょう。市長に発議権を与えると、住民投票乱用の可能性が出てくる。市長や議会の対立は現行の法律で行えばいいのであり、問題は市民の政治参加であるから、市民の発議だけ定めるのが本筋と考えます。</p> <p>E もともとが、市民の自治のための住民投票であり、市長や議会には法律で権限が持たされているのであって、発議権は市民だけにすべきです。特に、市長の発進力を考えると、市民との非対称性を是正する手段として考えるべきです。ますます市長の権限を強めるのは、むしろ危険と考えます。</p>	<p>C 議会からの請求については、市長の意思にかかわらず、議会の議決を得ることにより住民投票の実施が可能となります。そのため、市長自らの発議について、議会の同意を得なければ住民投票を実施することができない制度とすることは、適切でないと考えています。</p> <p>また、住民投票が実施される場合、市長は、投票資格者が住民投票に付された事項の賛否を判断するために必要とされる情報を公平かつ中立に提供しよう努めることとなります。そのため、情報の提供については、公平性、中立性に十分留意しながら行われるものと考えています。</p> <p>D・E 常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票や市長自らの発議による住民投票の規定を設定しない場合、議会や市長が住民投票を実施したいときには、その都度、個別設置型の住民投票条例を議案として提出する必要があります。この場合、住民投票に付そうとする個別案件の議論と住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まり、条例の議決に至らずに住民投票が実施できないことも考えられます。</p> <p>そのため、常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票の規定や市長自らの発議による住民投票の規定をあらかじめ設定しておくことにより、「市政の重要な課題」について、議会と市長との意見の調整が図れない場合、市民の意思を明確に把握する必要がある場合等において、議会からの請求や市長自らの発議によっても住民投票の実施を可能とする制度が適当であると考えています。</p>	<p>C</p> <p>D</p> <p>D</p>
1		<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>4 その他 「4分の1の署名」という要件について</p> <p>○ 議会としては、「住民投票したければ4分の1集めたらいい」と地方自治法による条例制定の直接請求を門前払いしやすくなる可能性もある。この条例の存在を理由に、法律による条例制定の直接請求を却下するべきではないと補足してもらいたい。</p>	<p>○ 住民投票制度は、議会制民主主義を補完するものとして、現行の地方自治制度の中で位置付けし、構築するものです。そのため、常設型住民投票条例が制定された場合についても、個別型住民投票条例の制定は可能です。そのため、個別型住民投票条例が提案された場合については、その事案に応じて、市長や議会において判断されることとなります。</p>	D

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1		<p>○ 〈住民投票立法フォーラム〉が作成した「住民投票に関する特別措置法」(住民投票法)の試案については、</p> <p>一 投票資格者数が五十万以下の部分についてはその百分の十二</p> <p>二 投票資格者数が五十万を超え百万以下の部分についてはその百分の八</p> <p>三 投票資格者数が百万を超える部分についてはその百分の五としている。苫小牧市に置き換えると10%となる。参考にさせていただきたい。</p>	<p>○ 市民からの請求については、必要な署名数が収集されれば、議会の議決や市長の判断とは関係なく、住民投票が確定的に実施されます。また、住民投票の結果には大きな影響力があります。</p> <p>そのため、住民投票に必要な署名数については、市長選挙における当選者得票数と同程度の数を求めることが適当であると考えています。</p> <p>また、地方自治法の直接請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数の3分の1以上です。これら直接請求により行われる住民投票の結果には、法的拘束力があります。しかし、本市が想定する常設型住民投票条例は、住民投票の結果に対する法的拘束力がない諮問型です。</p> <p>これらを考慮し、住民投票に必要な署名数については、住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上としています。</p>	D
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>住民投票は、市民の意志を確認するものであると考えられ、苫小牧市民として意志を表明する場合に、北海道や国、企業等様々な表明先が考えられます。その場合、苫小牧市の権限が属す属さないは関係ない事案でも必要が出てくると考えられ、権限を属すものに限定すべきではないと思います。</p> <p>苫小牧市の権限が属するものに限定するのであれば、議会の重要性が薄れてくる可能性も考えられます。市民の投票により選ばれた議員が議論する議会が正常に機能するのであれば住民投票制度の必要性も薄いのではと思います。</p> <p>ですので、苫小牧市の権限が属するものに限定すべきでないと思います。</p>	<p>住民投票は、市民が賛成又は反対の意思を表明する場合に、実施が求められるものです。国や道の施策に対して市民が反対であるときに、住民投票により市民が意思を表明できることが必要であるとと考えています。</p> <p>また、これまで行われてきた住民投票は、自治体の権限に属さないようなもの(原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設、米軍基地に関する事案)についても実施されてきた過去の経過も踏まえる必要があると考えています。</p> <p>そのため、「市の権限に属さない事項」については、除外事項として規定しないことが適切であると考えています。</p>	B

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>○1/4の署名数はハードルが高すぎる。 市長選の勝者の得票に合わせるのではなく、もう少しハードルを下げるべき。1/5～1/6が妥当と考えます。2010年市長選、沖田氏は2万8,668票でした。 これは有権者の1/5にも届いていません。2014年市長選では岩倉氏は、約3万6千票。1/4です。投票率によりますが、1/4集まれば市長になれてしまうかもしれません。それほど高いハードルだということだと思います。いま一度答申前に議論していただきたいです。</p>	<p>○ 住民投票が行われる事案は、大きな議論があるものを想定しており、1か月で収集できる署名数を想定しつつ、濫発されない数字として、4分の1が妥当な数字であると考えています。 必要署名数が収集されれば、議会の議決や市長の判断とは関係なく、確定的に住民投票が実施されます。 また、住民投票の結果は、尊重であっても相当な重みと迫力があります。そのため、政治的にも重い判断が行われるものと考えています。 住民投票制度は、議会制民主主義を補完するものとして、現行の地方自治制度の中で位置付けし、構築するものです。必要署名数については、住民投票の濫用を防止する観点からも、4分の1程度の署名数が適当であると考えています。</p>	D
1		<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>○投票の対象事項の除外規定の「市の権限に属する事項」を、除外規定としないとする判断に、強く賛同します。</p> <p>※今回、会議として意見募集されたことは、素晴らしい取組だと思います。</p>	<p>○ 住民投票は、市民が賛成又は反対の意思を表明する場合に、実施が求められるものです。国や道の施策に対して市民が反対であるときに、住民投票により市民が意思を表明できることが必要であると考えています。 また、これまで行われてきた住民投票は、自治体の権限に属さないようなもの（原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設、米軍基地に関する事案）についても実施されてきた過去の経過も踏まえる必要があると考えています。 そのため、「市の権限に属さない事項」については、除外事項として規定しないことが適切であると考えています。</p>	B
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>この様な制度が出来る事を望んで居ります。</p>	<p>住民投票制度は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、創設するものです。住民投票制度の創設は、住民投票によって示された市民の意思を市政に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民自治によるまちづくりの推進に資することにもつながるものと考えています。</p>	B

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>「3ヶ月以上市内に住めば投票出来る」とありますが、3ヶ月はあまりにも短すぎるかと思えます。 もう少し在住期間の延長が望ましいかと考えております。</p>	<p>住民投票の投票資格を有する者の住所要件については、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であるとの考え方から、選挙権と同様に、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者としています。</p> <p>なお、住民投票の投票資格を有する外国人住民については、永住者の在留資格をもって在留する者又は特別永住者に限り対象としています。</p>	D
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>1 私も問題が起こってからでは遅いので常設型住民投票条例が良いと思います。また、全国の事例等を踏まえてどのような事項を対象にすべきかきめておく事は絶対に必要と思います。 更に、プリントに記載の2・3・4についても提案のとおりで良いと思います。</p>	<p>住民投票制度は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、創設するものです。住民投票制度の創設は、住民投票によって示された市民の意思を市政に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民自治によるまちづくりの推進に資することにもつながるものと考えています。</p>	B

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
3	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>今回で3回目の街かどミーティングに参加させていただきました。一番楽しいミーティングの印象を持ちました。若い市職員方の熱の入った寸劇を使った説明は良いアイデアと思いました。住民投票の件ですが、投票前に署名を集める方々が事前に活動し(戸別訪問)等投票にどのような影響を与えるのだろうかーと不安になりました。市長選や市議選と同時に投票となった場合、戸別訪問をした際に、そちらの選挙活動にも全く関わらないと断言出来るのだろうかとか、公平さを保つことが出来るのかなど. . . 疑問点ばかり目につきました。良い方向に行ってくれることを願っています。</p>	<p>住民投票には、十分な議論と情報が必要とされます。そのため、住民投票運動については、賛成派や反対派の自由意思の表明が侵害されることのないよう、特段の制限を加えず、原則、自由としています。その上で、住民投票運動は、買収、供応、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されたり、市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。そのため、このような行為については、住民投票運動を行うに当たり、市民自身が心掛けなければならないこととして、注意を喚起するための訓示的な規定を置くこととしています。</p> <p>住民投票と選挙との同日実施については、住民投票と選挙とが相互に影響を及ぼすことについては、好ましくないものと考えております。また、住民投票運動については、それが選挙運動や政治活動にわたる場合、公職選挙法上の制約を受けることから、同法の範囲内で行われなければならないこととなります。</p> <p>住民投票制度は、議会制民主主義を否定するものではなく、議会制民主主義を補完する仕組みの一つです。そのため、住民投票制度を民主主義の成熟化の過程の中にしっかりと位置付けしていくことが必要であると考えています。</p>	E
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>とても分かりやすく良かったと思いますが身近かにある問題点など(道レベルも可)で真剣に考えられるものなどを例にあげて頂けるともっとこのことについて向き合えたかも知れません。まだまだ色々な機会を利用して訴えて裁ければと思います。小学生・中学生などにも考える場をつくって頂かないと民主主義の根幹であることや議論の大切さなどが理解できにくいと考えます。子どもたちにたくさん関心を持ってもらえるようにして頂きたいと願っています。全市あげてとはいかなくても苫小牧に於いて住民投票制度をつくるこの時を生かして子供から大人まで意識を高めることも同時にして下さい。</p>	<p>住民投票制度を導入するに当たっては、市民への周知を丁寧に行う必要があると考えています。様々な機会を通じて、行政素案及び中間報告の内容を市民に周知するとともに、住民投票制度自体の周知についても併せて行う必要があると考えています。</p> <p>市民への周知については、出前講座や学生への講義など、様々な機会を捉えて行われるべきものと考えています。</p>	C

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	<p>(原文)・整理要約 有・(無)</p> <p>色々と意見は分れるとは存じますが、最底未来を見すえた事をしてなければなりません。それには弱の意見、弱年者の意見を取り入れる体制作りが必要と考えます。投票となると元々、選挙とかにも継る点を考え、中学生や高校生も含まれなければ未来を語る事が出来ないと考えます。</p> <p>意見は千差万別で集計や、取りまとめに時間をついやす心情が必要です。投票制度を行う事で時間の頭練を考えますが少数意の肝要も必要不可欠となります。二者択一ではなく、意見をまとめるためにも参考資料も考え、住民が考える事も必要ではないかと考えるものです。将来に継る意見の方向性が大事であり、それが100%にはならなと考えるものです。出来る事なら、15才以上の市民が声を出せる市制が望ましいと考えます。</p>	<p>住民投票制度を導入するに当たっては、市民への周知を丁寧に行う必要があると考えています。様々な機会を通じて、行政素案及び中間報告の内容を市民に周知するとともに、住民投票制度自体の周知についても併せて行う必要があると考えています。</p> <p>市民への周知については、出前講座や学生への講義など、様々な機会を捉えて行われるべきものと考えています。</p>	C

反映 区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。